

大気汚染防止法および水質汚濁防止法の改正に伴う 公害防止条例および琵琶湖条例の改正について

改正の背景

関係法律の改正

▶ 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正

- 測定結果の未記録等に対する罰則の創設
- ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し

▶ 水質汚濁防止法の一部改正

- 有害物質対策の強化

法律と条例の規制対象施設の相関

【水質】

法律の特定施設

条例の特定施設

【大気】

法律のばい煙発生施設

条例のばい煙発生施設

規制対象施設が一部異なる

公害防止条例および琵琶湖条例※について、法律改正に合わせた所要の措置を講じるもの

※公害防止条例：滋賀県公害防止条例、琵琶湖条例：滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例

改正の概要

1. 1 有害物質を使用等している工場等に対する規制の拡大

(1) 対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について事前に届出。

(2) 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、構造等に関する基準の遵守。遵守していないときは知事は必要に応じて命令できる。

(3) 定期点検の義務の創設

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等を定期的に点検する義務。

1. 2 有害物質を使用等している工場等への限定的な規制の廃止

改正法による義務創設等に伴い、「指定工場制度」の対象・目的・趣旨が法律と一致するため、「指定工場制度」の廃止。

2. 測定結果の未記録等に対する罰則の創設

排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し、罰則を創設。

3. ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し

事業者による改善対策を確実に行うため、改善命令等を広く発動できるよう見直し。

4. 罰則の強化

関係法律の罰則に合わせ、公害防止条例および琵琶湖条例の罰則についても強化を行う。

スケジュール

平成23年

- 10月27日 環境審議会 水・土壌・大気部会
- 11月22日 環境・農水常任委員会
- 11月25日～12月26日 県民政策コメントの実施

平成24年

- 1月13日 環境・農水常任委員会
- 2月 県議会 公害防止条例・琵琶湖条例の改正
- 6月 1日 改正公害防止条例・琵琶湖条例の施行予定

1.1 有害物質を使用等している工場等に対する規制の拡大(公害防止条例)

－有害物質使用特定施設等における施設範囲の拡大等－

法律改正前後の規制体系

有害物質貯蔵指定施設等に係る義務

【法律改正前】

	水質汚濁 防止法	公害防止 条例
設置届出 義務	×	△ 〔保管移送 施設〕
構造基準	×	×
定期点検 義務	×	×

条例で法律より厳しい対応

【法律改正後】

	水質汚濁 防止法	公害防止 条例
設置届出 義務	○*1	△ 〔保管移送 施設〕
構造基準	○*2	×
定期点検 義務	○*3	×

法律で有害物質貯蔵指定施設等に
する義務を強化

水質汚濁
防止法
改
正

条例改正後の関係

有害物質貯蔵指定施設等に係る義務

【改正案】

	水質汚濁防止法	公害防止条例
設置届出義務	○*1	○*1 (第21条)
構造基準	○*2	○*4 (第28条の3)
定期点検義務	○*3	○*3 (第53条)

第21条第1項 ……特定施設を設置しようとするときは、…次の事項を知事に届け出なければならない。

(5) 特定施設の設備

第3項 ……有害物質貯蔵指定施設…を設置しようとする者は、…次の事項を知事に届け出なければならない。

第28条の3 有害物質使用特定施設を設置している者…または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、…構造、

設備および使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

第53条第3項 有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、…定期に
点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

*1 有害物質使用特定施設に対しては、「特定施設の設備」を追加

*2 構造基準は公布から1年以内に政令で規定

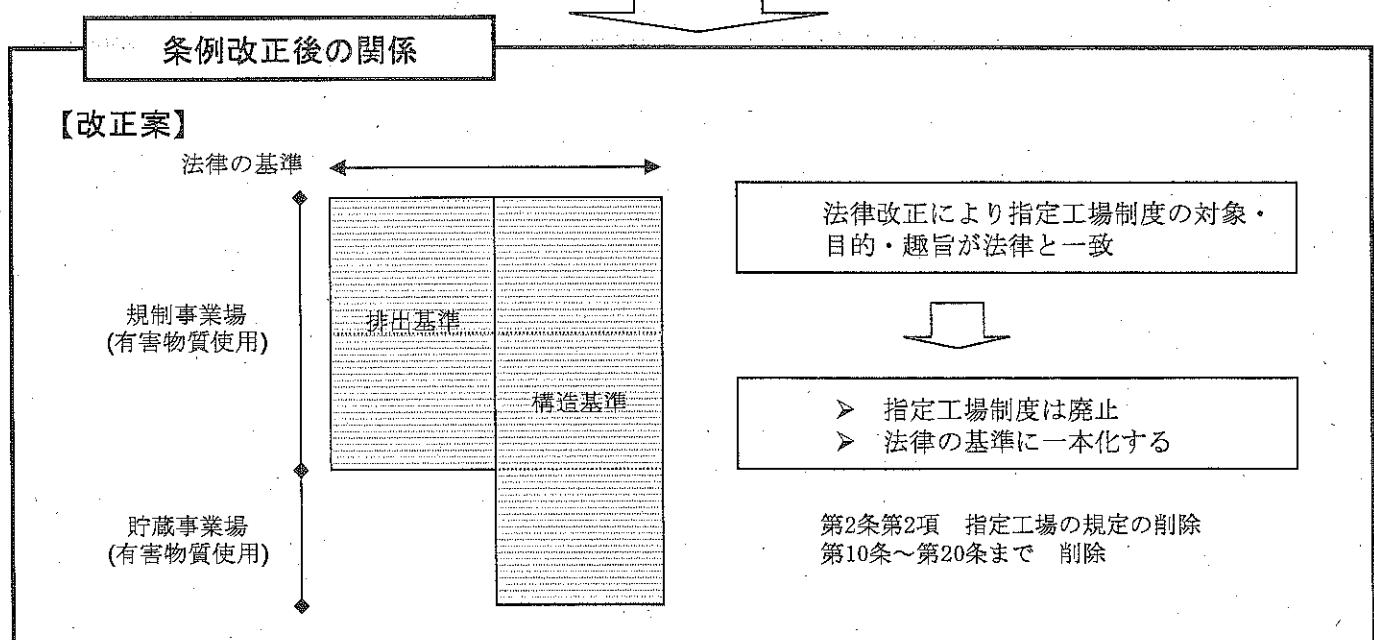
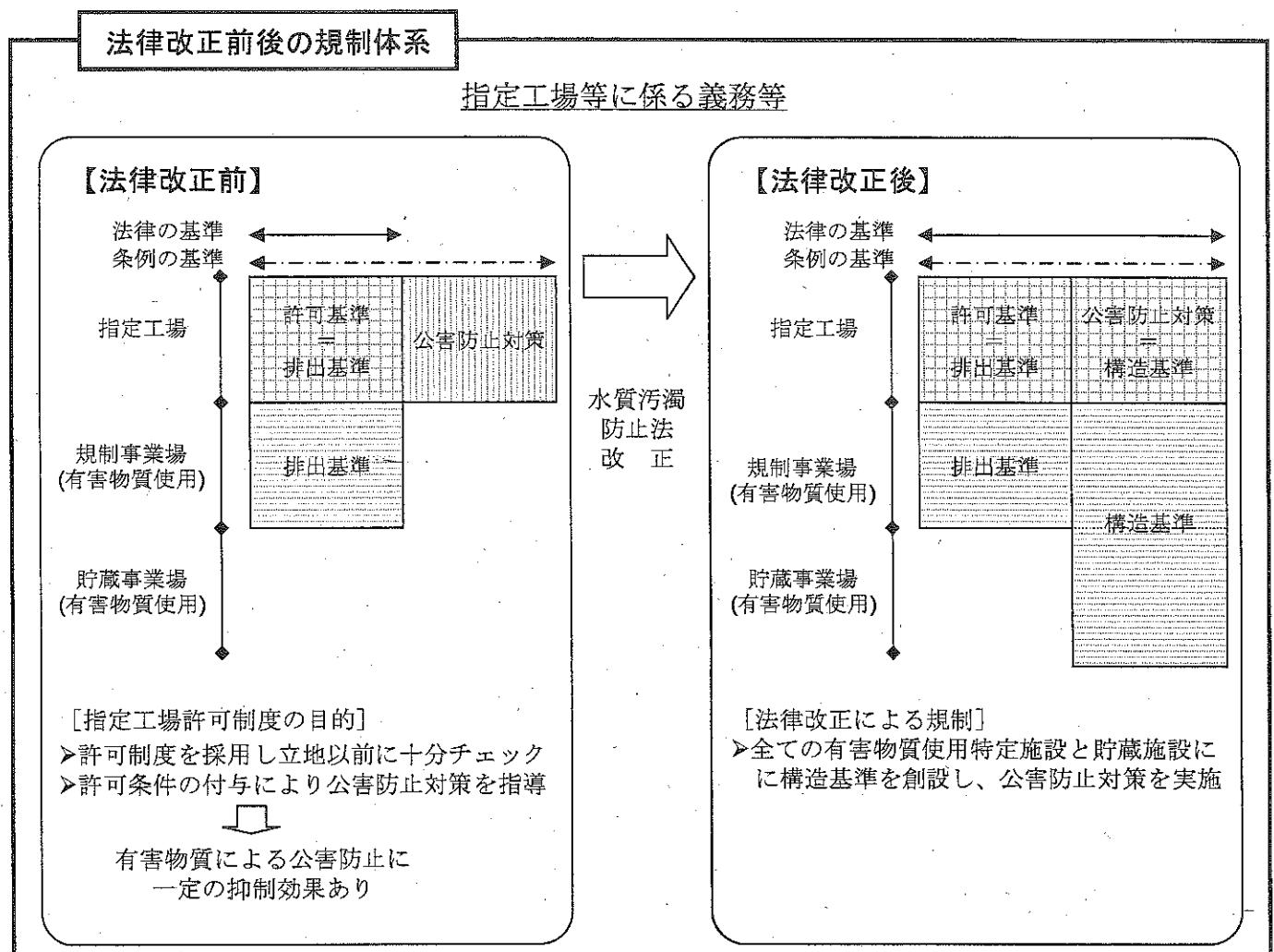
構造基準に適合していない場合は、知事は構造等の計画変更・改善を命じることができる。

*3 施設の構造・使用の方法等について定期点検を義務化

*4 法律の施行に合わせて規則で規定

1.2 有害物質を使用等している工場等への限定的な規制の廃止(公害防止条例)

－指定工場の廃止－



2. 測定結果の未記録等に対する罰則の創設(公害防止条例・琵琶湖条例)

法律改正前後の規制体系

【法改正前】

		大気汚染 防止法・ 水質汚濁 防止法		公害防止条例 ・ 琵琶湖条例	
		規定	罰則	規定	罰則
記録の義務		○	×	○	×
測定の頻度	大気	○	×	○*	×*
	水質	×	—		
虚偽記録の禁止		×	—	×	—
保存の義務		○	×	○	×

全ての対象施設で統一した対応を実施

【法改正後】

		大気汚染 防止法・ 水質汚濁 防止法		公害防止条例 ・ 琵琶湖条例	
		規定	罰則	規定	罰則
記録の義務		○	○	○	×
測定の頻度	大気	○	○	○*	×*
	水質	○	○		
虚偽記録の禁止		○	○	×	—
保存の義務		○	○	○	×

法律の対象施設のみ規制強化

【法律改正の趣旨】

一部の事業者において、排出基準の超過があった場合に、測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生
 → 事業者による記録改ざん等への厳正な対応
 → 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

※大気は公害防止条例のみ適用

条例改正後の関係

【改正案】

	大気汚染防止法		水質汚濁防止法		公害防止条例・琵琶湖条例			
	規定	罰則	規定	罰則	規定	罰則		
記録の義務	○	○	○	○	○	○	○	○
測定の頻度	○	○	○	○	○	○	○	○
虚偽記録の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○
保存の義務	○	○	○	○	○	○	○	○

第53条第1項 特定施設またはばい煙発生施設を設置している者は、…測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (3) 第52条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による調査もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
 (4) 第53条第1項または第3項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかつた者

3. ばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し(公害防止条例)

法律改正前後の規制体系

改善命令等の発動要件

改善命令等の発動要件	法改正前	法改正後
<p>【要件 1】 排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある</p>	法・条例とともに 「要件1」 かつ 「要件2」	法の要件から 「要件 2」 を削除
<p>【要件 2】 その継続的な排出により人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがある</p>		

[法律改正の趣旨]

継続して排出基準超過のおそれがある場合には、事業者による改善対策を地方自治体との連携のもとで確実に図るため、地方自治体が改善命令を広く発動できるように見直し

条例改正後の関係

【改正案】

改善命令等の発動要件

改善命令等の発動要件	大気汚染防止法	公害防止条例
<p>【要件 1】 排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある</p>	○	○
<p>【要件 2】 その継続的な排出により人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがある</p>	—	削除 第36条

第36条第1項 知事は、ばい煙排出者が、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、
その継続的な排出により人の健康または生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、…改善を命じ、…使用
 の一時停止を命ずることができる。 (下線部の削除)

4. 罰則の強化(公害防止条例・琵琶湖条例)

これまでの法律と条例の関係

	制定時				現行			
	法律		公害防止条例		法律		公害防止条例・琵琶湖条例	
	自由刑	財産刑	自由刑	財産刑	自由刑	財産刑	自由刑	財産刑
計画変更・改善命令違反	1年	20万円	1年	10万円	1年	100万円	1年 —	50万円 50万円
排出基準違反	6月	10万円	6月	10万円	6月	50万円	6月 —	30万円 30万円
設置・変更の無届等	3月	5万円	3月	5万円	3月	30万円	3月 —	20万円 20万円
拡声器使用の警告違反			3月	5万円			3月 —	20万円 —
使用の無届等	—	5万円	—	5万円	—	30万円	— —	10万円 10万円
報告・検査義務違反	—	5万円	—	5万円	—	30万円	— —	5万円 5万円
氏名変更・承継の無届等	—	3万円*	—	3万円	—	10万円*	—	5万円* 5万円

条例改正後の関係

【改正案】

	法 律		公害防止条例・琵琶湖条例		
	自 由 刑	財 産 刑	自 由 刑	財 産 刑	
計画変更・改善命令違反	1年	100万円	1年 1年	100万円 100万円	第56条 第29条
排出基準違反	6月	50万円	6月 6月	50万円 50万円	第58条 第30条
設置・変更の無届等	3月	30万円	3月 3月	30万円 30万円	第60条 第31条
拡声器使用の警告違反**			3月	30万円	第60条
使用の無届等、 報告・検査義務違反	—	30万円	— —	30万円 30万円	第61条 第33条
氏名変更・承継の無届等	—	10万円*	— —	10万円* 10万円*	第65条 第35条

** 公害防止条例のみ

自由刑は「以下の懲役」、財産刑は「以下の罰金」。ただし、*は「以下の過料」

滋賀県公害防止条例および滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する 条例案要綱

1 改正の理由

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）および水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）が一部改正され、有害物質を貯蔵する施設の設置等についての届出制度が創設されたこと等に伴い、これらとの整合を図るため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県公害防止条例の一部改正

ア 水質汚濁防止法の一部改正により有害物質を使用している工場等に対する規制が拡大されたことに伴い、指定工場の許可等の規定を削除することとします。（第2条、第10条～第20条関係）

イ 工場等から公共用海域に水を排出するものが特定施設を設置しようとする際の届出事項として、特定施設の設備（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合または工場等から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを持む。）を含む水を浸透させる者が設置する有害物質使用特定施設に該当する場合を除く。）を加えることとします。（第21条関係）

ウ 工場等において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（公共用海域に水を排出する者が特定施設を設置しようとする場合または地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを持む。）を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）または工場等において、有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であって当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法等を知事に届け出なければならないこととします。（第21条関係）

エ 知事は、有害物質使用特定施設等の届出があった場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設等が他の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法に関する計画の変更または届出に係る有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができることとします。（第24条関係）

オ 有害物質使用特定施設を設置している者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。カおよびケにおいて同じ。）または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該

有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む地下への浸透の防止のための構造、設備および使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならないこととします。(第28条の3関係)

カ 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者が才の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法の改善を命じ、または当該有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができることとします。(第29条の3関係)

キ 指定施設を設置している者は、指定施設について故障、破損その他の事故が発生し、有害物質または指定物質を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質または指定物質を含む水の排出または浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に通報しなければならないこととします。(第29条の6関係)

ク 知事は、ばい煙排出者がそのばい煙量またはばい煙が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができるものとします。(第36条関係)

ケ 特定施設、ばい煙発生施設、有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、規則で定める測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとします。(第53条および第61条関係)

コ 罰金の額について、見直しを行うこととします。(第55条、第56条、第58条～第65条関係)

(2) 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部改正

ア 指定施設を設置している者に対し、規則で定める測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者に対する罰則を設けることとします。(第27条および第33条関係)

イ 罰則について、見直しを行うこととします。(第29条～第33条、第35条関係)

(3) その他

ア この条例は、平成24年6月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に必要な経過措置を設けることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県公害防止条例新旧対照表

目次	旧	新
第1章 公害 総則（第1条～第8条）	第1章 総則（第1条～第8条）	第1章 総則（第1条～第8条）
第2章 公害発生源の規制等	第2章 公害発生源の規制等	第2章 公害発生源の規制等
第1節 規制の基準（第9条）	第1節 規制の基準（第9条）	第1節 規制の基準（第9条）
第2節 指定工場の許可等（第10条～第20条）	第2節 削除	第2節 削除
第3節 排出水の排出の規制等（第21条～第29条の11）		第3節 排出水の排出の規制等（第21条～第29条の11）
第4節 ばい煙の排出の規制（第30条～第37条の2）		第4節 ばい煙の排出の規制（第30条～第37条の2）
第5節 拡声機による騒音の規制（第38条～第48条）		第5節 拡声機による騒音の規制（第38条～第48条）
第3章 土壤の汚染の改善のための措置（第49条～第50条の7）		第3章 土壤の汚染の改善のための措置（第49条～第50条の7）
第4章 雜則（第51条～第54条）		第4章 雜則（第51条～第54条）
第5章 罰則（第55条～第65条）		第5章 罰則（第55条～第65条）
付則		付則
第1条 略		第1条 略
		(定義)
第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、大気の汚染、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）および悪臭によつて、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。	第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、大気の汚染、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）および悪臭によつて、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。	
2 この条例において「指定工場」とは、人の健康もしくは生活環境を著しく阻害する別表第1に掲げる物質を排出する工場または事業場であつて別表第2に掲げるものをいう。	2 この条例において「指定工場」とは、人の健康もしくは生活環境を著しく阻害する別表第1に掲げる物質を排出する工場または事業場であつて別表第2に掲げるものをいう。	2 この条例において「特定施設」とは、工場または事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える污水または磨液を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。
3 この条例において「特定施設」とは、工場または事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える污水または磨液を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。	3 この条例において「特定施設」とは、工場または事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える污水または磨液を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。	3 この条例において「特定施設」とは、工場または事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える污水または磨液を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。

- (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項第1号に規定する物質その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
- (2) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目その他水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に關し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

- (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項第1号に規定する有害物質その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(以下これらを「有害物質」という。)を含むこと。
- (2) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目その他水の汚染状態(熱によるものを含み、有害物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に關し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

- 3 この条例において「指定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第4項に規定する指定施設その他有害物質を貯蔵し、もしくは使用し、または有害物質および同条第5項に規定する油以外の物質であつて公共用水域(同条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるもの(第29条の6第2項において「指定物質」という。)を製造し、貯蔵し、使用し、もしくは処理する施設として規則で定める施設をいう。

- 4 この条例において「有害物質保管移送施設」とは、前項第1号に規定する物質(以下「有害物質」という。)を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設(以下「有害物質使用特定施設」という。)を設置する工場等(以下「有害物質使用特定事業場」という。)内において有害物質使用特定施設に係る有害物質の保管または移送の用に供する施設をいう。

- 5 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場等に設置される施設でばい煙を発生し、および排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 6 この条例において「指定有害物質使用特定施設」とは、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条第1項に規定する物質その他それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質(以下「指定有害物質」という。)を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設をいう。

7 この条例において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定するものをいう。

8 この条例において「特定地下浸透水」とは、有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る污水または廃液（これらを処理したもの）を含むものをいう。

9 この条例において「ばい煙」とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するものおよび規則で定めるものをいう。

第3条～第8条 略
(規制の基準)

第9条 次の各号に掲げる規制の基準は、規則で定める。

(1) 特定施設を設置する工場等から公共用水域に排出される水（以下「排水」）という。の排水基準

(2) 略

2 略 第2節 指定工場の許可等
(指定工場の設置の許可)

第10条 指定工場を設置しようとする者は、規則で定めるとところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 指定工場の名称および所在地
- (3) 指定工場の業種および主要な生産品目
- (4) 指定工場の敷地内における建物等の配置および構造
- (5) 施設の使用および管理の方法
- (6) 公害防止の方法

6 この条例において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する工場等から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る污水または廃液（これらを処理したもの）を含む。）を含むものをいう。

7 この条例において「ばい煙」とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するものおよび規則で定めるものをいう。
第3条～第8条 略
(規制の基準)

第9条 次の各号に掲げる規制の基準は、規則で定める。

(1) 特定施設を設置する工場等（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の排水基準

(2) 略

2 略 第2節 削除

第10条 指定工場を設置しようとする者は、規則で定めるとところにより、第10条から第20条まで削除

(7) その他規則で定める事項

(許可基準)

第11条 知事は、前条第2項の規定による許可の申請があつた場合において、その内容が次の各号に掲げる許可基準のいずれかの基準に適合しないと認めるとときは、同条第1項の許可をしてはならない。

(1) 水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）に規定する上のせ排水基準および第9条第1項第1号に規定する排水基準のそれぞれの基準のうち、有害物質に係る排水基準

(2) 大気汚染防止法第3条第1項に規定する排出基準、大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第59号）に規定する上のせ排出基準および第9条第1項第2号に規定する排出基準のそれぞれの基準のうち、大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質に係る排出基準

(遵守義務)

第12条 指定工場の設置者は、前条に規定する許可基準をこえて污水、廃液またはばい煙を排出させてはならない。

(許可の条件)

第13条 第10条第1項の規定による許可には、公害の防止に必要な限度において、条件を付することができる。

(経過措置)

第14条 二の工場等が指定工場となつた際現にその工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該工場等が指定工場となつた日から30日以内に、規則で定めることにより、第10条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、第10条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

(構造等の変更の許可)

第15条 第10条第1項に規定する許可を受けた者は、その許可に係る同条第

2 項第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするとときは、規則で定めるとこ椤により、知事の許可を受ければならない。	
2	第11条および第13条の規定は、前項の規定による許可について準用する。 (氏名の変更等の届出)
第16条	第10条第1項の規定による許可を受けた者は、その許可に係る同条第1号および第2号に掲げる事項に変更があつたとき、または許可に係る指定工場の使用を廃止したときは、規則で定めるとこ椤により、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
	(承継)
第17条	第10条第1項の規定による許可を受けた者から、その許可に係る指定工場を譲り受け、または借り受けた者は、当該工場に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。
2.	第10条第1項の許可を受けた者について相続、合併または分割（その許可に係る指定工場を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該指定工場を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
3	前2項の規定により第10条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるとこ椤により、その旨を知事に届け出なければならない。
	(改善命令等)
第18条	知事は、第10条第1項の規定による許可を受けた者が、当該指定工場において、第12条の規定に違反して污水、雑液またはばい煙を排出するおそれがあると認めるとときは、その者に對し、期限を定めて建物もしくは施設の構造もしくは配置、作業の方法もしくは公害防止の方法の改善または施設の使用もしくは作業の停止を命ぜることができる。 (許可の取消)
第19条	知事は、第10条第1項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。 (1) 第12条の規定に違反したとき。

(2) 前条の規定による改善命令等に従わないとき。

(3) 第13条の規定による許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(操業停止命令)

第20条 知事は、第10条第1項の規定による許可を受けないで指定工場を設置している者または前条の規定により指定工場の設置の許可を取り消された者に対し、当該指定工場の操業の停止を命ぜることができる。

(特定施設の設置の届出)

第21条 工場等から公共用海域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとすることは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(4) 略
(5) 特定施設の設備

(6) 特定施設の使用の方法
(7) 特定施設から排出される汚水または廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

(7) 有害物質保管移送施設を設置する場合にあつては、その構造および使用の方法

(8) 排出水の汚染状態および量その他の規則で定める事項

(9) その他規則で定める事項
2 工場等から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したもの）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとすることは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(7) 略
(8) 有害物質保管移送施設を設置する場合にあつては、その構造および使用の方法
(9) その他規則で定める事項

(特定施設等の設置の届出)
第21条 工場等から公共用海域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとすることは、規則で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合は次項の規定に該当する場合にあつては、第5号を除く。）を知事に届け出なければならない。

(1)～(4) 略
(5) 特定施設の設備
(6) 特定施設の使用の方法
(7) 特定施設から排出される汚水または廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

(8) 排出水の汚染状態および量
(9) その他規則で定める事項
2 工場等から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したもの）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとすることは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(7) 略
(8) 有害物質保管移送施設を設置する場合にあつては、その構造および使用の方法
(9) その他規則で定める事項

<p>3 工場等において有害物質を使用特定施設を設置しようとする者（第1項に規定する者が特定施設を設置しようとする場合または前項に規定する者が有害物質を使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）または工場等において有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であつて当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、規則で定めることにより、次の事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 工場等の名称および所在地</p> <p>(3) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造</p> <p>(4) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の設備</p> <p>(5) 有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の使用の方法</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p>	
<p>(経過措置)</p> <p>第22条 一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて排出水を排出し、もしくは特定地下浸透水を浸透させるものは、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、それぞれ、規則で定めるところにより、前条第1項各号または第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>第22条 一の施設が特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて排出水を排出し、もしくは特定地下浸透水を浸透させるものは、当該施設が有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設となつた際にその施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から排出水を排出し、または特定地下浸透水を浸透させる者を除き、設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設または有害物質貯蔵指定施設となつた日から30日以内に、それぞれ、規則で定めるところにより、前条第1項各号、第2項各号または第3項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(特定施設等の構造等の変更の届出)</p> <p>第23条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1項第4号から第9号までに掲げる事項もしくは同条第2項第4号から第9号までに掲げる事項または同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更を</p>	

設を設置しようとするときは、規則で定めることにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第24条 知事は、第21条または前条の規定による届出があつた場合において、排出水の汚染状態が第9条第1項第1号に規定する排出水に係る排水基準(以下単に「排水基準」という。)に適合しないと認めるととき、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する要件に該当する有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあると認めるとときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法、汚水等の処理の方法もしくは有害物質保管移送施設の構造もしくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)または第21条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(新設)

しようとするときは、規則で定めることにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第24条 知事は、第21条第1項もしくは第2項の規定による届出または前条の規定による届出(第21条第1項第4号もしくは第6号から第9号までに掲げる事項または同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、排出水の汚染状態が第9条第1項第1号に規定する排水基準(以下単に「排水基準」といふ。)に適合しないと認めるとときは、または特定地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるとときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)または第21条第1項もしくは第2項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第21条の規定による届出があつた場合(同条第2項の規定による届出があつた場合を除く。)または前条の規定による届出(第21条第1項第4号から第9号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、そまでに掲げる事項の変更に係るものは同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、その届出に係る有害物質貯用特定施設または有害物質貯蔵指定施設が第28条の3の規則で定める基準に適合しないと認めるとときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質貯用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)または第21条第1項もしくは第3項の規定による届出に係る有害物質貯用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第25条 第21条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から

60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設または有害物質保管移送施設を設置してはならない。

2 第23条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法、汚水等の処理の方法もしくは有害物質保管移送施設の構造もしくは使用の方法の変更または有害物質保管移送施設の設置をしてはならない。

3 略

(氏名の変更等の届出)

第26条 第21条または第22条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1項第1号もしくは第2項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る特定施設もしくは有害物質保管移送施設の使用を廃止したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第27条 第21条または第22条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第21条または第22条の規定による届出をした者について相続、合併または分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 略

第28条 略

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第28条の2 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第24条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を設置してはならない。

2 第23条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法または污水等の処理の方法の変更をしてはならない。

3 略

(氏名の変更等の届出)

第26条 第21条または第22条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1項第1号もしくは第2項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第27条 第21条または第22条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出を承継する。

2 第21条または第22条の規定による届出をした者について相続、合併または分割（その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を承継するものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 略

第28条 略

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第28条の2 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第24条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を設置してはならない。

2 第23条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法、汚水等の処理の方法もしくは使用の方法または污水等の処理の方法の変更をしてはならない。

3 略

(氏名の変更等の届出)

第26条 第21条または第22条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1項第1号もしくは第2項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第27条 第21条または第22条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出を承継する。

2 第21条または第22条の規定による届出をした者について相続、合併または分割（その届出に係る特定施設または有害物質貯蔵指定施設を承継するものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人または分割により当該特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 略

第28条 略

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第28条の2 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第24条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

(新設)

第28条の3 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第29条の3および第53条第3項において同じ。）または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備および使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

第29条～第29条の2 略

第29条の3 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第28条の3の基準を遵守していないと認めるとときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法の改善を命じ、または有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第28条の3の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）または有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から6月間（当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設が規則で定める施設である場合にあつては、1年間）は、適用しない。

(有害物質の製造、使用または処理の状況等の記録)

第29条の4 有害物質使用事業者は、規則で定めるところにより、有害物質の製造、使用または処理の状況その他の規則で定める事項を記録しておかなければならぬ。

(地下水の水質の汚濁の状況の調査)

第29条の5 有害物質使用事業者（規則で定める者を除く。第29条の10第1項において同じ。）は、規則で定めるところにより、有害物質使用特定事項における地下水の水質の汚濁の状況の調査（規則で定める者を除く。第29条の10第1項において同じ。）は、規則で定めるところにより、

業場の敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

(事故時の措置)

第29条の6 特定施設を設置している者は、特定施設について故障、破損その他事故が発生し、污水等が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く汚水等の排出または浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況を知事に通報しなければならない。

(事故時の措置)

有害物質使用特定施設を設置する工場等の敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

(新設)

- 2 指定施設を設置している者は、指定施設について故障、破損その他事故が発生し、有害物質または指定物質を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質または指定物質を含む水の排出または浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その応急の措置の概要を知事に通報しなければならない。
- 3 知事は、特定施設を設置している者または指定施設を設置している者が前項の応急の措置を講じないと認めるとときは、これらの者に対し、前2項の規定による応急の措置をとるべきことを命ぜることができる。
- 4 前3項の規定は、特定施設を設置している者または指定施設を設置している者が水質汚濁防止法第14条の2第1項の規定による応急の措置を講じなければならない場合について
- 2 知事は、特定施設を設置している者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置をとるべきことを命ぜることができる。
- 3 前2項の規定は、特定施設を設置している者が水質汚濁防止法第14条の2第1項の規定による応急の措置を講じなければならない場合について
- 2 知事は、特定施設を設置している工場等（以下「特定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがある水質の浄化に係る措置命令等）
- 4 前3項の規定によるとおり、地下水の水質の浄化に係る措置命令等）
- 5 第29条の7 知事は、特定事業場または有害物質貯蔵指定施設を設置する工場等（以下この条において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、

あると認めるとときは、規則で定めることにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずる。ただし、その者が、当該浸透があつた時ににおいて当該特定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場の設置者であつた者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることができる。

3 略

4 特定事業場の設置者（特定事業場またはその敷地を譲り受け、もしくは借り受け、または相続、合併もしくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場について第2項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（報告および調査の要請）

第29条の8～第29条の9 略

（勧告）

第29条の10 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者が第29条の5の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたときは、その者に対し、その報告を行い、またはその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2～3 略

第29条の11～第35条 略

（改善命令等）

第36条 知事は、ばい煙排出者が、排出基準に適合しないばい煙を継続して第36条 知事は、ばい煙排出者が、排出基準に適合しないばい煙を継続して

現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるとときは、規則で定めることにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時ににおいて当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者は異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることができる。

3 略

4 特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場もしくは有害物質貯蔵指定事業場またはそれらの敷地を譲り受け、もしくは借り受け、または相続、合併もしくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場または有害物質貯蔵指定事業場について第2項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

（報告および調査の要請）

第29条の8～第29条の9 略

（勧告）

第29条の10 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者が第29条の5の規定による報告をせず、または虚偽の報告をしたときは、その者に対し、その報告を行ふ。その報告を行い、またはその報告の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2～3 略

第29条の11～第35条 略

（改善命令等）

排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康または生活環境に係る被害を生ずると認めるとときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ぜることができる。

2 略
第37条～第52条 略

(測定義務等)

第53条 特定施設またはばい煙発生施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該施設に係る工場等から排出される水もしくは特定地下水浸透水またはばい煙の状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

2 略
(新設)

(水質の汚濁の拡散の防止への配慮)

第53条の2～第54条 略
第55条 第20条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第56条 第18条、第24条、第29条第1項、第29条の2第1項、第29条の3第1項、第1項、第29条の7第1項もしくは第2項、第33条、第36条第1項または第49条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第57条 削除

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条、第28条第1項または第35条第1項の規定に違反した者

排出するおそれがあると認めるとときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造もしくは使用の方法もしくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ぜることができる。

2 略
第37条～第52条 略

(測定義務等)

第53条 特定施設またはばい煙発生施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該施設に係る工場等から排出される水もしくは特定地下水浸透水またはばい煙の状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 略

3 有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について、規則で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(水質の汚濁の拡散の防止への配慮)

第53条の2～第54条 略
第55条 削除

第56条 第24条、第29条第1項、第29条の2第1項、第29条の3第1項、第29条の7第1項もしくは第2項、第33条、第36条第1項または第49条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第57条 削除

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第28条第1項または第35条第1項の規定に違反した者

(2) 第29条の6第2項または第37条の2第3項の規定による命令に違反した者	(2) 第29条の6第3項または第37条の2第3項の規定による命令に違反した者
2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または20万円以下の罰金に処する。	2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または30万円以下の罰金に処する。
第59条 第10条第1項の規定による許可を受けないで指定工場を設置した者は、6月以下の懲役または20万円以下の罰金に処する。	第59条 削除
第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または20万円以下の罰金に処する。	第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。
(1) 第15条第1項の規定による構造等の変更の許可を受けないで変更した者	(1) 第21条、第23条、第30条または第32条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
(2) 第21条、第23条、第30条または第32条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者	(2) 略
(3) 第48条の規定による警告に従わぬ違反行為をした者	(3) 第52条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による調査もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。	(4) 第53条第1項または第3項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかつた者
(1) 第14条第1項、第22条または第31条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者	第62条 第52条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による調査もしくは検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。
(2) 略	第63条 削除
第64条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に關し第55条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本	第64条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者 者が、その法人または人の業務に關し第56条、第58条、第60条および第61 条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人また

条の罰金刑を科する。

第65条 次の各号のいづれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第65条 第26条または第27条第3項（これららの規定を第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第16条または第17条第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第26条または第27条第3項（これららの規定を第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

別表第1

水質に係る物質	大気に係る物質
カドミウムおよびその化合物	カドミウムおよびその化合物
シンアンおおよびその化合物	塩素および塩化水素
有機燐化合物	弗素、弗化水素および弗化珪素
鉛およびその化合物	鉛およびその化合物
六価クロム化合物	六価クロム化合物
砒素およびその化合物	砒素およびその化合物
水銀およびアルキル水銀その他	水銀およびアルキル水銀その他
の水銀化合物	の水銀化合物
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物

(削る)

別表第2

1 次に掲げる物品の製造もしくは加工または作業を行なう工場等

(1) 金属の精錬の作業

(2) 電気めつきおよび溶融めつきの作業

(3) 塗料、顔料、合成染料もしくは合成樹脂またはこれらの中間物の製造

(4) 農薬の製造

(5) ガラスの製造

2 物品の製造もしくは加工または作業を行なう工場等で別表第1に掲げる物質を原料とし、または製造工程中で使用する工場等

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第26条 略 (測定義務)	第1条～第26条 略 (測定義務)
第27条 指定施設を設置している者は、規則で定めることにより、当該工場等から排出される水の状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。	第27条 指定施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該工場等から排出される水の状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
第28条 略 第6章 罰則 (罰則)	第28条 略 第6章 罰則 (罰則)
第29条 第11条、第16条第1項または第20条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。	第29条 第11条または第16条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
第30条 第15条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。	第30条 第15条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
第31条 第8条または第10条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。 (新設)	第31条 第8条または第10条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。 第32条 第20条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1)～(2) 略	第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(2) 略 (3) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同項の規定による資料の提出もしくは説明をせず、もしくは虚偽の資料の提出もしくは説明をした者 (4) 第27条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかつた者
第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。 (1) 届出をした者	第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(2) 第25条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同項の規定による資料の提出もしくは説明を拒んだ者

第34条 略
(新設)

第34条 略

第35条 第13条または第14条第3項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理に関する条例新旧対照表

別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)
新	新
(1) ~ (68) 略	(1) ~ (68) 略
(69) 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号。以下この項において「条例」という。）および滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例（平成19年滋賀県条例第53号。以下この項において「改正条例」という。）ならびに条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務	(69) 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号。以下この項において「条例」という。）および滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例（平成19年滋賀県条例第53号。以下この項において「改正条例」という。）ならびに条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 条例第2章第3節に規定する事務のうち、次に掲げる事務

(ア)、(イ) 省略

(ウ) 条例第21条第3項の規定による有害物質使用特定施設および有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受理

(ウ) 条例第22条および第23条の規定による届出の受理

(エ) 条例第24条の規定による計画の変更および廃止の命令

(オ) 条例第25条第3項の規定による期間の短縮の措置

(カ) 条例第26条（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

(キ) 条例第27条第3項（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理

(ク) 条例第29条第1項、第29条の2第1項および第29条の3第1項の規定による改善および一時停止の命令

(ケ) 条例第29条の5の規定による調査の結果の報告の受理

(コ) 条例第29条の6第1項の規定による通報の受理

(サ) 条例第29条の6第2項の規定による応急措置の命令

(シ) 条例第29条の7第1項および第2項の規定による措置の命令

(ス) 条例第29条の8の規定による報告および調査の要請

(ア)、(イ) 省略

(ウ) 条例第21条第3項の規定による有害物質使用特定施設および有害物質貯蔵指定施設の設置の届出の受理

(エ) 条例第22条および第23条の規定による届出の受理

(オ) 条例第24条第1項および第2項の規定による計画の変更および廃止の命令

(カ) 条例第25条第3項の規定による期間の短縮の措置

(キ) 条例第26条（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

(ク) 条例第27条第3項（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理

(ケ) 条例第29条第1項、第29条の2第1項および第29条の3第1項の規定による改善および一時停止の命令

(コ) 条例第29条の5の規定による調査の結果の報告の受理

(サ) 条例第29条の6第1項および第2項の規定による通報の受理

(シ) 条例第29条の6第3項の規定による応急措置の命令

(ス) 条例第29条の7第1項および第2項の規定による措置の命令

(セ) 条例第29条の8の規定による報告および調査の要請

定による地下水浄化計画の作成の要求	
(ソ) 条例第29条の9第4項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による提出の受理	
(タ) 条例第29条の9第5項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による提出の受理	
(チ) 条例第29条の9第6項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による変更の勧告	
(ツ) 条例第29条の9第7項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による進捗状況の報告の受理	
(ツ) 条例第29条の10第1項から第3項までの規定による勧告	
(テ) 条例第29条の11の規定による公表および意見を述べる機会の付与	
ウ 条例第2章第4節に規定する事務のうち、次に掲げる事務	
(ア)～(ク) 省略	
エ 条例第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務	
(ア)～(タ) 省略	
オ 条例第4章に規定する事務のうち、次に掲げる事務	
(ア)、(イ) 省略	
カ 改正条例付則第2項および第3項の規定による届出の受理	
キ アからカまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	
(70)以下 略	

定による地下水浄化計画の作成の要求	
(タ) 条例第29条の9第4項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による提出の受理	
(チ) 条例第29条の9第5項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による変更の勧告	
(ツ) 条例第29条の9第6項（条例第50条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による進捗状況の報告の受理	
(テ) 条例第29条の10第1項から第3項までの規定による勧告	
(ト) 条例第29条の11の規定による公表および意見を述べる機会の付与	
イ 条例第2章第4節に規定する事務のうち、次に掲げる事務	
(ア)～(ク)	
ウ 条例第3章に規定する事務のうち、次に掲げる事務	
(ア)～(タ) 省略	
エ 条例第4章に規定する事務のうち、次に掲げる事務	
(ア)、(イ) 省略	
オ 改正条例付則第3項の規定による届出の受理	
カ アからオまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	
(70)以下 略	

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条～第12条 略 (公害調査等業務手当)	第1条～第12条 略 (公害調査等業務手当)
第13条 公害調査等業務手当は、公害調査等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。	第13条 公害調査等業務手当は、公害調査等を行う機関で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。
(1) 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）第2条第2項に規定する指定工場の立入検査（書類検査を除く。）業務	(1) 湖底質調査のため、船上において行う水深10メートル以上の汚泥採取作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）
(2) 湖底質調査のため、船上において行う水深10メートル以上の汚泥採取作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）	(2) 公害またはごみ処理に係る調査のため、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う煙道ガスの検査業務
(3) 公害またはごみ処理に係る調査のため、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う煙道ガスの検査業務	(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条第1項の規定に基づき行う立入検査業務
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条第1項の規定に基づき行う立入検査業務のうち次に掲げる立入検査業務その他の人事委員会規則で定める立入調査業務	ア 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち人事委員会規則で定める産業廃棄物または同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物の保管または処分の場所において、これらの保管または処分に開して行う立入検査業務
ア 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち人事委員会規則で定める産業廃棄物または同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物の保管または処分の場所において、これらの保管または処分に開して行う立入検査業務	イ 廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であつて焼却により処理するものおよび廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であつて焼却により処理するもの（以下「ごみ焼却施設」という。）における立入検査業務であつて、次に掲げるごみ焼却施設の区分に応じ、当該区分に掲げるものの
(ア) 地方公共団体が設置するごみ焼却施設であつて、その処理能力が人事委員会規則で定める程度以上のもの その維持管理に係るごみ質検査業務その他の人事委員会規則で定める立入検査業務	(ア) 地方公共団体が設置するごみ焼却施設であつて、その処理能力が人事委員会規則で定める程度以上のもの その維持管理に係るごみ質検査業務その他の人事委員会規則で定める立入検査業務
(イ) ごみ焼却施設((ア)に掲げるものを除く。) その維持管理に	(イ) ごみ焼却施設((ア)に掲げるものを除く。) その維持管理に

(5) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設、同条第11項に規定する特定粉じん発生施設その他の人事委員会規則で定める施設の立入検査業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）	(6) し尿処理施設の機能を維持するために必要な機能検査および水質検査の業務（人事委員会規則で定める業務を除く。）
2 前項の手当の額は、従事した日1日ににつき次に掲げる額とする。	2 前項の手当の額は、従事した日1日ににつき次に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号から第4号までおよび第6号に掲げる業務 340円（同項第3号に掲げる業務については、その従事した時間が3時間に満たないときは、290円）
- (2) 前項第5号に掲げる業務 230円

第14条以下 略

係るごみ質検査業務その他人事委員会規則で定める立入検査業務のうち人事委員会規則で定める困難な立入検査業務	(4) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設、同条第11項に規定する特定粉じん発生施設その他の人事委員会規則で定める施設の立入検査業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）
(5) し尿処理施設の機能を維持するために必要な機能検査および水質検査の業務（人事委員会規則で定める業務を除く。）	(5) し尿処理施設の機能を維持するために必要な機能検査および水質検査の業務（人事委員会規則で定める業務を除く。）

- 2 前項の手当の額は、従事した日1日ににつき次に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号から第3号までおよび第5号までおよび第5号に掲げる業務 340円（同項第2号に掲げる業務については、その従事した時間が3時間に満たないときは、290円）
- (2) 前項第4号に掲げる業務 230円

第14条以下 略

滋賀県建築基準条例新旧対照表

旧	新
第1条～第5条 略 (し尿浄化槽)	<p>第1条～第5条 略 (し尿浄化槽)</p> <p>第5条の2 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（地下浸透方式により汚物を処理するし尿浄化槽を除く。）は、通常の使用状態においてし尿浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム以下となる性能を有しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽が次の各号のいずれかに該当する場合は事業場または特別の事情により衛生上特に支障がないと特定行政庁が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）第2条第3項に規定する特定施設を有する工場または事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上であるものの敷地内に設置される場合</p> <p>(2) 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例（平成8年滋賀県条例第20号）第11条第1項に規定する規則で定める規則で定める場合</p> <p>第6条以下 略</p> <p>第5条の2 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（地下浸透方式により汚物を処理するし尿浄化槽を除く。）は、通常の使用状態においてし尿浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム以下となる性能を有しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽が次の各号のいずれかに該当する場合は事業場または特別の事情により衛生上特に支障がないと特定行政庁が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）第2条第2項に規定する特定施設を有する工場または事業場であつて、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上であるものの敷地内に設置される場合</p> <p>(2) 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例（平成8年滋賀県条例第20号）第11条第1項に規定する規則で定める規則で定める場合</p> <p>第6条以下 略</p>